

横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘
指定管理者選定委員会

報 告 書

令和5年9月

1 経緯

横浜市滝頭コミュニティハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された書類の審査やヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者案を確定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会 委員

委員長 川添 裕 （横浜国立大学名誉教授）
委員 岩永 町子 （東京地方税理士会横浜南支部税理士）
宇座 徳光 （滝頭上町町内会会長）
坂本 寿子 （NPO法人夢・コミュニティ・ネットワーク代表）
関 孝子 （滝頭地区民生委員児童委員協議会会長）

3 審査の経過

| 項目 | 年 月 日 |
|---|---------------------------|
| ●第1回横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会 (指定管理者選定スケジュールの確定、公募要項の検討等) | 令和5年4月 11 日(火) |
| 公募開始（公募要項等を磯子区ホームページへ掲載） | 令和5年5月1日(月) |
| 応募団体説明会及び現場見学会 ※申込団体なしのため開催せず | 令和5年5月 22 日(月) |
| 公募要項等に関する質問受付 質問なし | 令和5年5月 29 日(月)・5月 30 日(火) |
| 応募書類の受付 (1団体) | 令和5年6月 29 日(木)・30 日(金) |
| ●第2回横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会 (面接審査<プレゼンテーション及び質疑応答>等) | 令和5年8月 31 日(木) |

4 応募団体

一般社団法人 磯子区区民利用施設協会（現指定管理者）

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市滝頭コミュニティハウス指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）において、あらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者を選定することとしました。

各委員 160 点を持ち点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。

なお、最低基準点は、「現指定管理者が応募した場合」の項目 及び 「応募団体は、市内中小企業等であるか。」の項目（以下「加減点項目」という。）を除く合計 150 点に委員数を掛けた合計点の 6 割とし、最低基準に満たない場合は選定されないこととしました。

* 評価項目及び配点（各委員の持ち点は合計の点数の5分の1）

○滝頭コミュニティハウス

| 評価基準項目及び配点 |
|--------------------------------|
| 1 基本条件の理解度(50点) |
| 2 公平性(50点) |
| 3 安定性・安全性(125点) |
| 4 運営の実施効果(75点) |
| 5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点) |
| 6 効果的な自主事業展開(100点) |
| 7 効率性(125点) |
| 8 積極性、意欲(75点) |
| 9 団体の資質・実績(75点) |
| 10 感染症等に係る対応(25点) |
| 加減点項目を含む合計 (800点) |
| 加減点項目を含まない合計(750点) |
| ※最低基準 750点×0.6=450点 |

6 応募者の制限

応募団体について、「公募要項」に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことについて事務局から報告を受けました。

【参考】

「公募要項」

7 応募に関する事項

(4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとし、当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

※中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

(1) 順位

1位 一般社団法人磯子区区民利用施設協会

(2) 得点

| 評価基準項目及び配点 | 1位 |
|---|-----|
| 1 基本条件の理解度(50点) | 38 |
| 2 公平性(50点) | 40 |
| 3 安定性・安全性(125点) | 101 |
| 4 運営の実施効果(75点) | 55 |
| 5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点) | 78 |
| 6 効果的な自主事業展開(100点) | 77 |
| 7 効率性(125点) | 96 |
| 8 積極性、意欲(75点) | 59 |
| 9 団体の資質・実績(75点) | 66 |
| 10 感染症等に係る対応(25点) | 23 |
| 加減点項目を含む合計(800点) | 633 |
| 加減点項目を含まない合計(750点) ※最低基準 750点×0.6=450点 | 589 |

7 審査講評

一般社団法人磯子区区民利用施設協会は、現指定管理者であり、利用者からは「職員の対応も良く、施設も良好に保たれている」という声があり、運営している職員の努力が評価されている。

一方で、これまでの運営実績を踏まえて、次期での改善や改良に対する意欲が感じられなかった。前回選定時の提案書と今回の提案書を比較しても、内容にほとんど変化がなく、外国籍住民の増加などの地域の変化を踏まえた提案内容となっていない点は物足りないと感じられる。滝頭地区は横浜の中でも古く、独特な地域でもあるため、地域の特性をとらえた地元に密着した取組に期待したい。

また、全体的に提案内容に具体性が欠けており、商店街や地元企業との連携などの新しい提案内容についても、具体案が示されなかったことが残念だ。

応募団体が1団体のみであり、複数の団体から申込がないため、新しいことに取り組む意欲が下がってきているように思われる。行政側の課題でもあるが、指定管理を請け負うことでメリットが感じられ、多くの団体が参入する仕組みを作っていく必要があるのではないかと。